

## 提案書等について

参加者は、以下により提案書及び運用費用の見積書（以下「提案書等」という。）を作成し、提出すること。

なお、後日、提案書等を用いてプレゼンテーションを実施する予定である。

### 1 提案書等の作成要領

#### (1) 提案書

##### ア 会社概要

提案書冒頭に次の項目に従い、会社概要を記載すること。記載にあたっては、具体的な社名や所在地は伏せること。

- ・ 会社の略歴、経営規模、主な事業内容
- ・ 本業務の実施に当たって発揮できる、提案者の有する強み
- ・ 病院機構並びに旧埼玉県病院局における業務実績

##### イ 企画提案書

- ・ 「次期医療情報システム更新仕様策定業務委託評価項目一覧」に記載した各項目について、その項番を付して、記述すること。「評価区分」が「必須」項目については、記述がない場合は失格とする。
- ・ 日本語で記載し、目次及びページ番号を付与すること。
- ・ 用紙の大きさは、原則として、日本工業規格A4縦型用紙とし、全体で10ページ以内（表紙、目次は除く。）で、日本語、横書きで記載すること。
- ・ 図版やチャート等、必要に応じてA3横型用紙も可とするが、企画提案書全体を1冊にまとめて提出すること。

#### (2) 業務内容の見積書（任意様式）

ア 仕様書で示した業務内容を基に、契約期間中における費用を具体的な積算根拠とともに記載すること。

イ 費用は、契約期間の合計費用に加え、初年度費用、2年目の費用を単年度ごとに分割し明細化すること。

ウ 金額は日本国通貨で、消費税抜きで記載すること。

エ 提案書とは別冊で作成し、提案書と同時に提出すること。

### 2 提出期限・提出場所等

#### (1) 提出期限

令和6年7月5日（金）午前10時まで

#### (2) 提出場所等

〒362-0806

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地（埼玉県立がんセンター研究棟6階）

地方独立行政法人埼玉県立病院機構本部 総務・研修・システム担当

担当：原島・上岡

電話 048-748-3237（直通）

ファクシミリ 048-748-3250

電子メール a5970-10@saitama-pho.jp

### 3 提出部数等

#### （1）提案書：各10部（正本1部、副本9部）

ア 提案書正本の表紙には、表題（「次期医療情報システム更新仕様策定業務に係る提案書」）、会社名、所在地、代表者職・氏名、担当者名、連絡先を記載すること。

イ 提案書副本には表題（「次期医療情報システム更新仕様策定委託に係る提案書」）のみ記載し、会社名、ロゴマーク、システム名等提案者を特定できる表示は記載しないこと。

#### （2）仕様書策定見積書

提案書に含めず、個別に封筒に入れて1部提出すること。

#### （3）上記（1）～（2）を格納した電子媒体：1部

ア 電子媒体（CD-R、DVD-R等）に提案書、業務内容の見積書の電子ファイルを格納すること。

イ 提案書はMicrosoft Word、Microsoft PowerPoint、Microsoft Excelに限り、Microsoft Office2019で扱える形式とすること。やむを得ない場合はPDF形式とする。

### 4 提案書等の拘束力

採用された提案書の記載内容に基づき、契約締結段階において契約書の仕様書に、追加、変更又は削除を行うことがある。

提案書は契約内容の一部とし、発注者の指示により実施しない提案事項を除き、提案書にある提案事項は全て履行確認の対象となる。受注者の責により履行が確認できなかった場合はペナルティの対象となり、「地方独立行政法人埼玉県立病院機構入札参加停止措置要綱」に基づく入札参加停止措置を行うことがある。

### 5 提案書等の取扱い

提案書等に含まれる著作物の著作権は、入札参加者に帰属する。

ただし、提出された提案書等は、全て「埼玉県情報公開条例」に基づく情報公開の対象とする。提出された提案書等において企業秘密に該当する部分については、その旨を明示すること。また、提案書等は一切返却しないものとする。

なお、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを提案書等の記載に使用した結果生じた責任は、入札参加者が追うものとす

る。

## 6 実務上の留意事項

提案書等の作成に関して要した費用は、全て当該入札参加者等又は当該契約の相手方が負担するものとする。

## 7 その他留意事項

- ・ 提案書が提出期限までに到達しなかった場合は、審査を受けることができない。
- ・ 提出された提案書は、審査以外の目的には提出者に無断で使用しない。
- ・ 提出期限以降、提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- ・ 提案書に記載した配置予定者は、原則として変更することができない。
- ・ 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とするとともに、最適と考えられる者を変更することがある。

以上